

別紙8 G A P 拡大推進加速化

第1 事業の実施方針

国際水準G A Pの実施及び認証取得の推進は、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

このため、我が国の国際水準G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を推進するものであり、

- ① 国際水準G A Pガイドライン（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）（以下「国際水準G A Pガイドライン」という。）を活用した国際水準G A Pの指導を推進するため、都道府県G A P指導体制に位置付けた者を対象とした国際水準G A Pガイドラインに関する研修会を開催する取組等を支援する「国際水準G A Pガイドライン普及促進」
- ② アニマルウェルフェア（以下「AW」という。）に配慮した飼養管理の普及拡大を図るため、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和5年7月26日付け5畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）で示される国の指針（以下「AWに関する飼養管理指針」という。）に基づく、家畜の飼養管理への取組、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及び肉用鶏に係る日本版畜産G A P（以下「畜産G A P」という。）の認証審査推進のための審査員育成等を支援する「持続可能性配慮型畜産推進」
- ③ 令和7年度を国際水準G A Pの本格実施年とした国際水準G A Pの取組拡大に向け、都道府県での国際水準G A P普及体制構築、その体制の下で行うG A P指導活動の推進、人材育成を目的とした農業教育機関のG A P認証取得、持続可能性に配慮した農産物を生産する農業者団体のG A P認証取得の取組を支援する「国際水準G A P普及推進交付金」
- ④ 都道府県による農業者等を対象としたAWの理解醸成や飼養管理の普及・定着のための研修会、指導活動、畜産G A Pの普及・推進体制の強化を図るための指導員の育成、畜産G A P認証取得等の取組を支援する「持続可能性配慮型畜産推進交付金」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 国際水準G A Pガイドライン普及促進
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 持続可能性配慮型畜産推進
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 国際水準G A P普及推進交付金
Ⅲに定めるとおりとする。

- 4 持続可能性配慮型畜産推進交付金
Ⅳに定めるとおりとする。

I 国際水準GAPガイドライン普及促進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、都道府県GAP指導体制に位置付けた者（以下「GAP指導員等」という。）を対象に、国際水準GAPガイドラインの内容を修得させ、国際水準GAPの指導を推進することを目的とし、以下の取組を行うものとする。

（1）検討会の開催

GAP指導員等による国際水準GAPガイドラインを活用した国際水準GAPの推進に効果的な研修を実施するため、国際水準GAPに関する専門家等の構成員から構成される検討会を設け、研修会のカリキュラム等についての検討を行う。

（2）研修会の開催

ア GAP指導員等を対象とする研修会を開催するものとする。

イ 研修会の開催に当たり、全都道府県に対して参加者を募集するものとする。ただし、参加者には、あらかじめ次の（ア）から（エ）までのいずれかの目標を設定させることとする。

（ア）研修会参加後の農業者等への国際水準GAPの指導に関する目標

（イ）研修内容の地域の関係者への共有や、研修内容に基づく他のGAP指導員等への指導・助言に関する目標

（ウ）地域での国際水準GAPの普及推進に係る報告書の提出に関する目標

（エ）GAP農業者と実需者とのマッチング促進に関する目標（（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへの登録件数など）

ウ 研修会においては、以下の研修を実施することとする。

（ア）GAP指導員を育成するための研修

対面での研修とし、カリキュラムには原則、以下の内容を含めること。

a 国際水準GAPに関し、特にリスク管理、トレーサビリティに焦点を当てた内容

b GAPの指導方法、産地（団体）での取組を進めるための指導方法

c GAP指導員等を育成するための指導方法（ToT: Training of Trainers）

d 農場等での実地研修

（イ）営農管理ソフトウェアに関する研修会

指導に際し活用できる営農管理ソフトウェアの利用に関する事項をカリキュラムに含めること。

エ 研修効果を高めるため、研修会の参加者に対して事前学習資料を提供するものとする。

オ 研修を受講したGAP指導員等に対して、研修受講証明書を発行するものとする。

（3）GAP指導の事例収集

研修会に参加するGAP指導員等から、GAP指導に関する事例を収集し、農産局農業環境対策課へ報告する。なお、報告様式については農業環境対策課担当者と相談の上決定し、提出は電子媒体で行うものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の(1)から(3)までの取組を全て実施すること。

イ G A P 指導者の育成を目的とした研修の開催実績があること。

ウ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

エ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）を含む反社会的勢力に属していないこと。

カ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

キ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

ク 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

ケ 本要綱本体第7の1に基づき、交付申請書を提出する際、別紙様式第1-1号により環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを農産局長に提出すること。また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、農政局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

事業実施主体が遵守すべき法令は、以下のとおり。

主な環境法令の遵守

「エネルギーの節減」

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
「環境関係法令の遵守等」
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

（2）本要領別表1の8（1）アに掲げる協議会とは、1の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

（1）成果目標は、以下のいずれの項目も設定するものとする。

ア 各研修会への参加者について、事業の目的を達成するための具体的な数値目標を、当該目標の考え方及び根拠等を踏まえて設定すること。ただし、GAP指導員を育成するための研修については、数値目標を40名以上とすること。

イ GAP指導の事例を5件以上収集し、報告すること。

（2）目標年度

（1）に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度とする。

4 審査基準

本要領別表4の2の審査基準は以下のとおりとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①検討会に関する体制	ア 構成員に国際水準GAPガイドラインを初めとしたGAP認証に関する知見を有する者はいるか。 イ 構成員に農業者や農業高校等の農業教育機関の生徒等を指導する立場にある者又はその経験者はいるか。 ウ 研修会カリキュラム等を検討する時間が十分に確保されているか。	3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	3 2 1 0
②研修会開催等に関する事項	ア 過去にGAPに関連する取組を行ったことがあるか。 イ 国際水準GAPに係る知識や指導方法等の効果的な習得方法が提案されているか。 ウ 効率的な実施及び費用を抑えるための工夫がされているか。 エ GAP指導の事例を十分に収集する方法が提案されているか。 オ 出席者を確保するための工夫がされているか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない。	5 4 3 2 1 0

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添1－1により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて農産局長に提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第1号及び第3号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添1－1の提出は不要とする。

2 事業の承認

農産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添1－3により事業実施報告書を作成し、農産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要領本体第7の1（1）に基づき、別添1－4により自己評価を行い、農産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

（1）事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添1－6により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに農産局長に報告するものとする。

（2）農産局長は、（1）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

（3）収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

2 管理運営

農産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

別添 1－1（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水
準 G A P ガイドライン普及促進）事業実施計画の（変更）提出について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省
農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 5 の 1 に基づき、関
係書類を添えて（変更）提出する。

（注）関係資料として、別添 1－2（事業実施計画書）を添付すること。

別添１－３（第３の１関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和４年４月１日付け３畜産第 1993 号畜産局長通知）第６の１の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） １ 関係資料として、別添１－２（事業実施状況報告書）を添付すること。
２ 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

別添 1－4（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水
準 G A P ガイドライン普及促進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省
農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 7 の 1 の規定に基づ
き、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 1－5（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添 1－2（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添 1－5（第 3 の 2 関係）

G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイドライン普及促進）
に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 1－6（第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイドライン普及促進）収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイドライン普及促進）に関する令和 年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）別紙 8 の I の第 4 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 ○年○月○日付け○農産第○号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

Ⅱ 持続可能性配慮型畜産推進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、AWに関する飼養管理指針に基づく、家畜の飼養管理の普及拡大、畜産GAPの認証取得農場数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等に向けて、畜産GAPの認証取得、推進等の取組を支援するため、別添2-1に従って、以下の取組を行うものとする。

なお、事業実施主体は、以下の取組のうちの一部のみを実施することもできるものとする。

また、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限って、事業の一部を他の民間団体に委託することができるものとする。

(1) アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進

AWに配慮した飼養管理への取組を推進するため、次の取組を行う。

ア 持続可能性配慮型飼養管理推進等

国内における飼養管理や畜産物の流通等の実態の調査、AWに関する飼養管理指針に定める「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定等に関する検討（専門的見地を踏まえた協議会の開催）、多様な飼養形態におけるAW向上に関する科学的知見の収集、AW普及のための広報コンテンツの整備、国際機関や諸外国等におけるAWに関する検討・実施状況の調査、畜種ごとのAWに配慮した飼養管理の普及推進のための検討及び検討の結果を踏まえた事業成果の普及等を行う。

イ 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組

生産者団体が実施する畜種ごとのAWに配慮した飼養管理や畜産物の流通等の実態調査、AWに配慮した飼養管理の実施率向上のための検討会の開催、マニュアル作成等を行う。

また、生産者団体が作成するマニュアル等に基づく、生産者集団が実施する資質向上のための勉強会、AWに配慮した飼養管理のための簡易な環境整備等を行う。

(2) 畜産GAP認証審査支援

畜産GAPの認証審査を推進するため、審査を行う者の育成に必要な畜産GAPに関する専門知識に関する研修会、審査機関の増設、農業者向け自己点検システムの維持・改修等認証機関による認証取得の推進に必要な取組を行う。

(3) 畜産GAP認証拡大支援

畜産GAPの認証の高度化により取得を拡大するため、他の認証スキームとの差分審査の検討、国内における実需者・消費者の畜産GAPの認知度及び評価の向上のためのニーズ調査及び検討会、畜産GAP評価分析のための検討会等の取組を行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有

し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

イ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

エ 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和 6 年 12 月 20 日付け 6 環バ第 278 号農林水産省大臣官房バイオマス政策課通知）の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに基づき、事業実施期間中に取り組む内容を実施計画書、事業実施後に取り組んだ内容を実績報告書に添付し、畜産局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うため、特別な事情がない限り応じることとする。

（２）本要領別表 1 の 8 （２）に掲げる協議会とは、第 1 の 1 の取組の全部又は一部を行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。

（３）事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

3 成果目標の設定

（１）成果目標

ア アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進（別紙 8 のⅡの第 1 の 1 （１））

事業実施主体は AW に配慮した飼養管理への取組拡大や理解醸成を図るため、AW に関する飼養管理指針に係る畜種等ごとのチェックリスト等を活用して、AW に配慮した飼養管理の実施率の向上等の具体的な成果目標を設定することとする。

イ 畜産 GAP 認証審査支援、畜産 GAP 認証拡大支援（別紙 8 のⅡの第 1 の 1 （２）（３））

全国でのべ 1150 農場（団体認証の場合は、当該団体を構成する農場数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、実施する取組に応じ、畜産 GAP 認証取得農場数の増加や、畜産 GAP に関する理解向上など、具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

（２）目標年度

（１）に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要領別表 3 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

- (1) 我が国におけるAW及び畜産GAPに関する理解
 - ア AW及びGAPに関係する国際的な動向について理解しているか。
 - イ 国のAW及びGAP関連施策について理解しているか。
 - ウ AW及び畜産GAPをめぐる状況について理解しているか。
 - エ JGAP畜産の認証制度について理解しているか。
 - オ JGAP畜産の認証取得状況について理解しているか。
- (2) 我が国におけるAWに配慮した飼養管理の普及推進、畜産GAP認証の取得に向けた理解
 - ア AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の必要性について理解しているか。
 - イ 過去に畜産AW及び畜産GAPに関連する取組を行ったことがあるか。
 - ウ AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の取組に向けて、課題が具体的に整理されているか。
 - エ AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の取組に向けた具体的な成果目標が設定されているか。
 - オ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添2-2により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて畜産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

畜産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2-4により事業実施報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添2-5により自己評価を行い、畜産局長に提出するものとする。
- (2) 本要領本体第7の1(2)に基づく評価所見は、同項の規定に関わらず、別添2-7に記入するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添2-8により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに畜産局長に報告するものとする。

なお、畜産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長

することができるものとする。

(2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、畜産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

畜産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

GAP 拡大推進加速化（持続可能性配慮型畜産推進）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

（１）本事業の補助対象経費は、本要領別表 1 の 8（２）の補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

（２）申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

（３）国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組に関する支援対象者の要件（別紙 8 のⅡの第 1 の 1 の（１）のイの取組を行う場合に限る。）

我が国における AW に配慮した飼養管理の実施率向上のため、畜種ごとに農業者に対して当該飼養管理を指導する体制が整っている者とする。

3 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組のうち生産者団体が作成するマニュアル等に基づく、生産者集団が行う AW に配慮した飼養管理のための簡易な環境整備の助成額の上限については、当該簡易な環境整備に係る事業費の 1 / 2 以内とする。（別紙 8 のⅡの第 1 の 1 の（１）のイの取組を行う場合に限る。）

4 畜産 GAP 認証審査支援（別紙 8 のⅡの第 1 の 1（２））

（１）畜産 GAP 審査体制の充実のための研修会に係る支援対象者の要件

本事業の完了後 1 年以内に、畜産 GAP 認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、畜産 GAP 認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。

（２）畜産 GAP 審査機関の増設に係る支援対象者の要件

本事業の実施期間中に畜産GAP認証機関として認定取得の準備を進めることが確
実である機関とする。

別添 2－2（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進実施計画の
（変更）提出について

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進（〇〇〇〇）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和 4 年 4 月 1 付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて（変更）提出する。

- 1 関係書類として別添 2－3（事業実施計画）を添付すること。
- 2 （〇〇〇〇）には、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 8（2）のいずれかの事業名を記入すること。

別添 2－3（事業実施計画）（第 2 の 1 関係）

第 1 持続可能性配慮型畜産推進

1 総括表

事業名	事業内容		事業 量	単価	事業 費	負担区分		事業の委託	備考
	活 動等	対象 (者、地 域等)				国庫補 助金	事業実 施主体		
ア アニ マルウ ェルフ ェア配 慮型飼 養管理 推進				円	千円	千円	千円	(1)委託先 (2)委託する 事業の内 容及びそ れに要す る経費	
イ 畜産 G A P 認証審 査支援									
ウ 畜産 G A P 認証拡 大支援									
合計									

2 事業の目的

第2 事業の内容

ア アニマルウェルフェア（AW）配慮型飼養管理推進

a 持続可能性配慮型飼養管理推進等

(i) 国内の飼養管理、流通等の実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(ii) 多様な飼養管理形態におけるAW向上に関する科学的知見の収集

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(iii) 諸外国におけるAWに関する実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(iv) 普及推進協議会の開催

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(v) 広報コンテンツの整備

コンテンツ名	コンテンツの内容	制作・編集方法	H P 掲載の開始時期	備考

(vi) 「実施が推奨される事項」の達成目標年の設定等専門的課題協議会の開催

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(vii) 事業成果の普及（報告書の配布等）

部数	配布先	備考

b 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組

①生産者団体による取組

(i) 飼養管理の改善事例、当該畜産物の流通等の実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(ii) 検討会（手法の検討・実施）の開催

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(iii) マニュアル作成のための検討会

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	マニュアル配布部数	備考

(iv) 現地指導その他AWに配慮した飼養管理の実施率向上のための取組

実施時期及び場所	内容	備考

②生産者集団による取組

(i) 生産者集団による資質向上のための勉強会の開催

勉強会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(ii) AWに配慮した飼養管理のための簡易な環境整備

取組主体名	構成員数	実施場所	内容	備考

イ 畜産GAP認証審査支援

a 畜産GAP審査員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

b 畜産GAP審査員力量向上のための研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

研修会の形態は、原則オンライン方式と対面方式を組み合わせたハイブリット方式とするが、対面方式のみの場合はその理由を備考欄へ記載。

c 畜産GAP審査機関の増設

検討会・研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

審査機関受審の申請予定時期：令和 年 月、審査機関登録見込み時期：
令和 年 月

ウ 畜産GAP認証拡大支援

a 他の認証スキームとの差分審査の検討

内容	備考

b 畜産GAPの認知度及び評価向上のための実需者・消費者のニーズ調査等

(i) 国内ニーズ調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(ii) 実需者、消費者の畜産GAP認知度向上のための検討会の開催等

検討会等名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(iii) 畜産GAP評価分析のための検討会等

検討会等名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

第3 成果目標

--

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名： _____
 組織名・代表者氏名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない□） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネ ルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

(参考) ※ (7) 環境関係法令の遵守等 ⑫関係法令の遵守

○適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号） 等

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する法律（昭和35年法律第145号） 等

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号） 等

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号） 等

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60号） 等

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号） 等

○環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第 57号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号） 等

別添 2－4（第 3 の 1 関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進実施状況
報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け第 3 農産 3175 号農林水産省
農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 6 の規定に基づき、別
添のとおり報告する。

（事業実施計画に準じて作成する。）

別添 2－5（第 3 の 2（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進(〇〇〇〇)
の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省
農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 7 の 1 の規定に基づ
き、別添のとおり報告する。

- 1 （〇〇〇〇）には、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和
4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 8（2）
のいずれかの事業名を記入すること。
- 2 成果目標の具体的な内容、その達成状況等についての資料及び別添 2－6（事
業評価シート）を添付すること。

別添 2－6（第 3 の 2（1）関係）

持続可能性配慮型畜産推進（〇〇〇〇）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効果 についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 2－7（第 3 の 2（2）関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進
（〇〇〇〇）に関する事業評価票

事業実施主体名	
事業の概要	
成果目標の 具体的内容	
成果目標の 達成状況	
総合評価	A　：　計画以上の成果が見られる B　：　計画どおりの成果が見られる C　：　計画どおりの成果が見られない
総合所見	

別添 2－8（第 4 の 1 関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進
（〇〇〇〇）収益状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度
持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進収益状況について、持続的生産
強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和
4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）別紙 8 のⅡの第 4 の 1 の規定に基づき、
別添のとおり報告する。

（別添）

- | | | |
|---|------------------------|------------------|
| 1 | 事業の内容 | |
| 2 | 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 | 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 | 企業化利用割合 | % |
| 5 | 補助金の確定額 | 〇年〇月〇日付け〇畜産第〇号確定 |
| 6 | 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 | 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

Ⅲ 国際水準GAP普及推進交付金

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) GAP

GAPとは、国際水準GAPガイドラインに定める取組のことをいう。

(2) 国際水準GAPの実施

国際水準GAPの実施とは、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPについて、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

(3) GAP指導員

GAP指導員とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修（国際水準GAPガイドラインの内容の習熟を目的とした研修を含む。）を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する者をいう。

(4) GAP指導体制

GAP指導体制とは、農業者のGAPに対する理解を促し、GAPの実施又は認証取得の促進を目的として、GAP指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

(5) GAP認証

本交付金において取得・維持・更新（以下「取得等」という。）の支援対象とするGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIA GAP及びJGAPのうち、農産（花き等の非食用の作物を含む。）に限り、畜産は含まないものとする。

2 取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア 国際水準GAPに係る指導活動の推進

イ 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援

ウ 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添3-1のとおりとする。

なお、別添3-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添3-2に従って実施するものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金、資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した

額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

3 成果目標の設定

本要領本体第2の成果目標は、別添3-1の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

4 補助要件

(1) 都道府県GAPが存続する都道府県については、当該GAP基準が国際水準GAPガイドラインへ引き上がっていること（農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月策定）に準拠した基準を廃止していること。）。

(2) 2の(1)アの事業実施主体並びにイ及びウの受益農業者等は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあっては地方農政局長をいう。以下「地方農政局長等」という。）に提出すること。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、地方農政局長等に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

(3) 2の(1)アの事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート提出をみどり認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、以下の関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。

主な環境法令の遵守

「エネルギーの節減」

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

また、2の（1）イ及びウの支援対象となる受益農業者等は、取組内容がGAP認証を取得することであり、環境負荷低減のチェックシートの取組を実施することになるため、チェックシートの提出を省略することができる。ただし、その場合であっても、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを理解することとする。

主な環境法令の遵守

「適正な施肥」

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）

「適正な防除」

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

「エネルギーの節減」

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

「悪臭及び害虫の発生防止」

- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

「廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分」

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

「生物多様性への悪影響の防止」

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

「環境関係法令の遵守等」

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき別添3－4により事業実施計画を作成し、地方農政局長等へ交付申請書に添えて提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第1号及び第3号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添3－4の提出は不要とする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長等は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長等は、(1)の審査を行った上で、交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

(1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

(2) 本要領本体第5の1に規定する事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1のⅡの8(1)に基づくほか、「目標値の変更」とする。

(3) 地方農政局長等は、交付等要綱第13の重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長等は、事業実施主体に対し、本交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については地方農政局が別途指定する日までに、電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

(1) 7月末時点

(2) 12月末時点

(3) 3月末時点

(4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要領本体第7の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添3－6により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。

(3) 農産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要領本体第7の1(5)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長等は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるも

のとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長等は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。

(5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添３－７により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

また、本ただし書きの規定は、平成30年度に実施された農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成30年4月1日付け29生産第2347号農林水産事務次官依命通知。以下「30年度交付金実施要綱」という。）に基づく事業の評価に適用することができるものとする。この場合の妥当の判断は、30年度交付金実施要綱第8の2に規定する事後評価の実施において行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を農産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を事業実施主体に交付するものとする。

(2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、本要領本体第5の1により各事業実施主体から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添３－８により算定する。

(3) 国は、地方農政局長等が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(4) 国は、(1)による交付金の交付後において予算に残額（以下「予算残額」という。）がある場合又は事業実施主体から交付金の減額若しくは返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該予算残額又は減額等を受けた額について、他の事業

実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長等は、第2の3、第3の2（5）に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

別添３－１ 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目 標 値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 国際水準 G A P に係 る 指 導 活 動 の 推 進	・新たに国際水準 G A P を実施する地区数 ・ G A P 指導農業者数 ・ G A P 指導員の育成数	(1) 国際水準 G A P に係る普及体制構築 推進検討会の開催や普及ツールの開発、国際水準引き上げに伴い必要な確認担当者の育成等に要する費用を助成する。 (2) 国際水準 G A P に係る指導活動の推進 G A P 指導員等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。 (3) G A P 指導員の育成 G A P 指導員の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。	<根拠となるデータ等> ア 都道府県での国際水準 G A P の普及体制構築に向けた工程表を提出するものとする。なお、事業実施年度中に、本事業を活用し、国際水準 G A P を新たに実施する地区数について、事業実施主体がリストにまとめて、提出するものとする。 イ 当該事業実施主体が定める G A P の指導体制に位置付けられる者（以下「 G A P 指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア G A P 指導農業者とは、 G A P 指導員等から、現地指導を含む複数回の国際水準 G A P の実施に関する指導を受け、 G A P の取組を始めた又は取組を改善した者をいう。なお、達成数のカウントに当たり、当該 G A P 指導を受けた農業者の G A P 認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、 G A P 指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこととする。	事業費の定額 (10 / 10 以内) とする
2 人材育成 のための農 業教育機関 における認 証の取得等	G A P 認証の取得等経営体数	農業教育機関が、人材育成を目的に G A P 認証を取得等するに当たって必要な、認証審査に要する費用を助成する。	<根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、 G A P 認証の取得等が見込まれる農業教育機関について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。	事業費の定額 (10 / 10 以内) とする

支援 3 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援	G A P 認証の新規取得等経営体数	持続可能性に配慮した農産物を生産する団体が、新規に G A P 認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。 ア 認証審査 イ 認証取得に係る環境整備 ウ 研修指導の受講	<目標値設定に当たっての留意事項> 取得等経営体数は、農業教育機関数を実数でカウントするものとし、事業実施年度中に G A P 認証の審査を受審した者に限るものとする。 <根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、新規に G A P の団体認証の取得等が見込まれる農業経営体数について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア 農産物に係る認証を対象とし、畜産物に係る認証は除外する。 イ 団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。	事業費の定額 (ただし、別添 3 - 3 に定める上限の範囲内とする。)
---	---------------------------	---	---	---

別添 3－2

GAP拡大推進加速化（国際水準GAP普及推進交付金）の実施に 当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、本ガイドラインによるものとする。

1 国際水準GAPに係る指導活動の推進に係る取組

（1）国際水準GAPに係る普及体制構築

ア 事業の目的

令和7年度を国際水準GAP本格実施年として、国際水準GAPの普及を推進させるため、事業実施主体において、推進検討会の開催や普及ツールの開発、農業者等の取組状況を確認する担当者の育成に係る取組等の支援を行う。

イ 事業の内容

事業実施主体が行う以下の取組を支援する。ただし、（ア）の取組は必須とする。

（ア）推進検討会の開催

国際水準GAPを戦略的に推進するために、有識者等を集めた推進検討会を開催するための費用を支援する。

（イ）普及ツールの開発

農業者等に対して国際水準GAPを普及するために必要な普及ツールを開発するための費用を支援する。

（ウ）確認担当者の育成

事業実施主体が実施する確認体制において確認を担当する者が、農業者等が国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づいた生産活動を行っているかどうかを確認するに当たり、都道府県GAPを国際水準に上げたことに伴い当該確認の際に必要な知識を習得するための研修を受講する費用を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業における支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準GAPの普及方策や体制が整っていない都道府県とする。ただし、イの（ウ）の取組に係る支援対象者は、事業実施主体のうち、国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPの運用主体及び国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPの運用主体と第三者による確認に関する合意を得ている者とする。

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 推進検討会の開催	1 謝金	
2 普及ツール開発	学識経験者、生産者、流通業者、小売業者、消費者等で構成された検討会や審査員養成研修等の講師謝金等	
3 確認担当者の	2 調査等旅費	

育成	都道府県職員の視察等に係る旅費 3 委員旅費 検討会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の視察等に係る旅費 4 印刷製本費 検討会や普及ツールの資料作成等 6 通信・運搬費 検討会等資料の発送費等 7 会場借料 検討会等の会場借料等 8 消耗品費 検討会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費 指導参考図書の購入等 10 情報発信費 動画等での情報発信、広告等	
----	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、各取組事項を行うために本交付金の対象とする経費については、事業実施主体において、その必要性を整理しておくこと。

(2) 国際水準GAPに係る指導活動の推進

ア 事業の目的

事業実施主体において、GAP指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者による国際水準GAPの実施の定着を図るものとする。

イ 事業の内容

事業実施主体が構築したGAP指導体制の下に、GAP指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する。

ウ 事業の対象者の要件

本事業による活動費用等の支援対象者は、次に掲げる者のうち事業実施主体のGAP指導体制計画に位置付けられる者（以下「GAP指導員等」という。）及び指導活動のため一時的に招聘・派遣する外部専門家とする。

なお、（ウ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）農業教育機関の教員

（エ）市町村職員

（オ）農業者の中で指導的立場の者

（カ）技術士（農業（農業・食品）部門）

（キ）その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 GAP指導員等による指導活動 2 GAP指導体制検討会の開催 3 GAP指導情報端末の導入 4 その他農業者のGAPの実施に関する指導に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導に係る旅費等 3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席、農業者指導、外部専門家派遣、国際水準GAPガイドライン研修等の受講に係る旅費等 4 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等 5 通信・運搬費 指導に必要なICT端末の通信料(本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。)や、研修会等資料の発送費等 6 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等 7 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等 8 借上費 指導に必要なICT端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等(端末の購入費用を除く。) 9 資料購入費 指導参考図書の購入等 10 情報発信費 研修会等のPR資材、広告等 11 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代(調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。) 12 備品費	・指導活動とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導(GAP認証取得の有無は問わない。)をいう。 ・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。

	G A Pの指導活動に直接必要な備品等（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	
--	--	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項4については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

（３）G A P指導員の育成

ア 事業の目的

事業実施主体において、農業者による国際水準G A Pの実施の拡大を推進するため、国際水準G A Pの実施に係る指導や認証の審査等ができる者（農業者団体等における内部監査又は内部検査を行える者を含む。）を育成する。

イ 事業内容

G A P指導員や審査員（G L O B A L G. A. P.、A S I A G A P及びJ G A Pの審査員に限る。）の育成・充実に必要な研修会の開催、研修への派遣等の取組を行う。

ウ 事業の対象者の要件

本事業において、研修費用等の支援を行う対象者は、次に掲げる者のうち、G A P指導員等とする。

なお、団体でG A Pに取り組む農業者等に対して、内部監査又は内部検査を行う者を対象に含めることができるものとする。

- （ア）普及指導員等の都道府県職員
- （イ）営農指導員等の農業協同組合職員
- （ウ）農業教育機関（農業大学校、農業高校等）の教員
- （エ）市町村職員
- （オ）農業者の中で指導的立場の者
- （カ）技術士（農業（農業・食品）部門）
- （キ）その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

エ 留意事項

具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 G A P指導員育成研修の開催又は受講	1 謝金 研修会等の講師謝金等	G A P指導員育成研修とは、国際水準G A Pの実施に関する指導ができる者の育成に資する研修をいう。
2 G A P指導員育成研修への派遣	2 調査等旅費 都道府県職員の研修受講や視察等に係る旅費	
3 その他G A P指導員の育成に	3 委員旅費 研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修受講や視察等に係る旅費	

高い効果が期待される取組	4 研修受講費 G A P 指導員育成研修や、団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 研修会等の資料等 6 通信・運搬費 研修会等資料の発送費等 7 会場借料 研修会等の会場借料等 8 消耗品費 研修会等の開催に必要な消耗品等 9 資料購入費 G A P 指導員育成用教材の購入等	
--------------	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項3については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援に係る取組

(1) 事業の目的

次世代の農林水産業を担う農業教育機関の生徒が、GAP認証の取得等を通じ、第三者である審査機関による審査を受けつつGAPを学び自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものであり、こうした人材が就農することで、国際水準GAPを実施する産地の拡大につながることから、事業実施主体において、農業教育機関を対象に、GAP認証の取得等の支援（事業実施主体が(2)に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援する。

なお、農業教育機関は、地域への波及の観点から当該審査の受審を公開するとともに、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとする。

(3) 農業教育機関の定義

本事業における農業教育機関とは、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関をいう。

(4) GAP認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満でかつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入れ替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、地方農政局長等がこれを承認していること。

(5) 留意事項

農業教育機関の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象とするGAP認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものにより選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度における認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下

「農業教育機関費用相当分」という。)に限って支援対象とすることができるものとする。

イ 農業教育機関は、取組の実施に当たって、あらかじめ見積書を取得するものとする。

ウ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
認証審査	(事業実施主体の取組) 農業教育機関の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費 ・謝金 審査会の委員謝金等 ・調査等旅費 都道府県職員の事業周知に係る旅費等 ・委員旅費 審査会委員の旅費等 ・印刷製本費 審査会の資料作成等 ・通信・運搬費 審査会資料の発送費等 ・会場借料 審査会の会場借料等 ・消耗品費 支援事務に使用する消耗品等 ・情報発信費 認証取得支援のPR資材、広告等 (農業教育機関の取組) ・認証取得推進費 認証審査に要する費用(エに掲げる留意事項による。)	・認証審査にあつては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、農業教育機関の取組については、認証審査に要する費用のみを対象とする。

エ 認証審査に要する費用の支援に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用(登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等)を含むものとする。

(イ) 審査を受審できる環境を整備するための費用、審査で是正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付随しない費用は、支援対象とはしない。

(ウ) 支援は、(エ)に掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等により金額が明確であるものに限り対象とし、当該資料を保管しておくこと。

ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合

において、後日、請求書等を入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することができる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等を入手次第、支援額の突合を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納させるものとする。

(エ) アのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる資料とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、アのまた書きによる支援はできないものとする。

- a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合
- b 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合
- c 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合
- d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合

オ 本交付金による支援と重複しない範囲で、農業教育機関のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

3 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援に係る取組

(1) 事業の目的

GAPは、農業における持続可能性を確保するための取組であるため、GAPの取組を通じて、SDGsに貢献することができる。農業生産において、持続可能性に配慮した農産物の生産を推進するために、事業実施主体において、持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体（以下「支援対象団体」という。）を対象に、認証取得に必要な環境整備や審査費用等の支援を行う。

(2) 事業内容

支援対象団体が新規にGAP認証を取得するのに当たって必要となる次に掲げる取組に要する費用を支援する。ただし、アの取組は必須とする。

ア 認証審査

GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。

なお、やむを得ない事情により事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合（困難な理由を支援対象団体の責めに帰することができない場合に限る。）にあつては、審査会社との契約の締結をもって、本取組を完了したものとみなすことができるものとする。なお、事業実施主体から本取組の完了の考え方について申請があり、当該考え方が事業実施主体の責任の下に次年度における認証審査の受審に結び付くものであるとして、地方農政局長等がこれを承認した場合においても、本取組を完了したものとみなすことができる。

イ 研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な民間コンサルタント等による研修指導の受講の取組。ただし、支援対象団体が研修指導を受講するための旅費は支援の対象外とする。

ウ 認証取得に係る環境整備

GAP認証取得に必要な次に掲げる取組

(ア) ICTを活用した情報システムの利用

(イ) 分析・調査の実施

(ウ) 設備や資材の導入及び改修の取組（取得単価が20万円未満のものに限る。）

(3) 補助額の上限額

事業実施主体から支援対象団体に対する支援額の上限は、別添3-3のとおりとする。

(4) 支援対象団体の要件

ア 支援対象団体は、別添3-9により目標とする持続可能性に配慮した取組を事業実施主体へ報告し、事業実施年度の翌年度の終了までに、当該取組の結果を事業実施主体に報告することとする。なお、事業実施主体は、支援対象団体から報告がない場合、支援対象団体に対し、支援した額の返還を求めることができるものとする。

イ 支援対象団体は、認証取得後に、（一社）全国農業改良普及支援協会が運営するGAPマッチングサイトへ認証取得農場の情報を登録することとする。

(5) 留意事項

支援対象団体に対する支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象となるGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

イ アに掲げるGAP認証のいずれかを既に取得している場合であつて、認証取

得済みのカテゴリーと別のカテゴリーで認証を取得しようとするときは、支援の対象とする。一方で、支援対象団体が認証取得済みの品目とは異なる品目で新たに認証を取得しようとする場合でも、当該品目が認証取得済みのカテゴリーと同じカテゴリーに該当する場合は、支援対象としない。

また、支援対象団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得し、構成経営体数を拡大する場合にあっては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とすることができるものとする。

ウ (2) のアからウまでの取組の実施に当たっては、複数の業者から見積書を取得し、交付金の有効活用等の観点から比較検討を行うとともに、取組に要する経費を明らかにすることとする。なお、可能な限り、(2) のアの取組に係る見積書には、現地審査に要する見込日数及び審査員の現地審査に要する旅費(概算)を記載させ、(2) のイの取組に係る見積書には、研修指導に要する見込日数及び研修指導のうち指導者による現地指導に要する旅費(概算)を記載させることとする。

エ 具体的な支援内容は、事業実施主体が、取組事項別に、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 認証審査 2 研修指導の受講 3 認証取得に係る環境整備	(支援対象団体の取組) ・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用(審査員旅費を含む。)、研修指導に要する費用(講師旅費を含む。)、ICTシステムに係る初期設定費及び利用費用、分析費用(残留農薬、水質、土壌等)、設備や資材の導入及び改修に要する費用	

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。

オ 本交付金による支援と重複しない範囲で、支援対象団体のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

カ 支援対象団体の選定に当たっては、当該都道府県内の農業者等のGAPの取組拡大を喚起する観点から、次に掲げる例のように選考方法を工夫することが望ましい。

(例) 選定に当たって、優先順位付けを行う。

ポイント項目	考え方
団体の規模	地域での持続可能性に配慮した農産物の生産拡大につながることを期待される団体の構成経営体数や構成経営体における栽培面積の合計が大きい団体を優先する。
SDGsへの貢献の公表	団体及びその構成員において、GAPの実施によるSDGsへの貢献を理解し、SDGsへの貢献を公表している団体を優先する。

キ 事業実施主体は、支援対象団体に対し、別添3-9により目標として設定した持続可能性に配慮した取組の結果について、事業終了の翌年度末までに提出

させること。

- ク 事業実施主体は、支援対象団体の構成員に対して、農業共済組合等と連携し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする（支援対象団体の構成員がこれらの保険への加入資格を有しない場合を除く。）。

別添 3－3 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援に係る支援額の上限設定について

事業実施主体が、支援対象団体の G A P 認証取得の取組に対して支援を行う際には、下記の上限額の範囲内で行うものとする。また、上限額は税抜き額とする。

ただし、本交付金による支援とは別に、支援対象団体の G A P 認証取得の取組を、事業実施主体が独自に支援することを妨げないものとする。

記

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。

2 上限

(1) 認証の種類ごとに、審査費用の支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5 万円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	15 万円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	13 万円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注 1) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注 2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

(2) 認証の種類ごとに、研修指導受講費用の支援額の上限を下表のとおり定める。支援額の上限は、1 日当たりの上限に研修指導の受講日数を乗じて得た額とする。この場合において、支援対象団体は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

認証の種類	1 日当たりの支援額の上限	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	5 万円	1 日当たりの支援額の上限 × 受講日数
ASIAGAP	4 万円	1 日当たりの支援額の上限 × 受講日数
JGAP	4 万円	1 日当たりの支援額の上限 × 受講日数

(3) 認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、(1) 及び(2)とは別に支援額の上限を以下のとおり定める。なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、ア及びイの支援は対象外とし、研修指導を受講するための取組を行う支援対象団体の構成員である農業者等の移動に要する旅費は対象外とする。

ア 認証審査に要する審査員旅費

審査に要する旅費について、原則として実費の 1 / 2 の範囲内で支援するこ

ととする。

イ 研修指導の受講に係る講師の旅費

実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、上限を30万円とし、支援対象団体は、研修指導の受講日数を明らかにしなければならない。

ウ ア及びイの旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合においては実際に宿泊した宿泊数分の宿泊料とする。

(4) 環境整備費用に係る支援額の上限等は、次に掲げるとおりとする。

この場合において、上限適用後におけるこれらの費用の合計額が10万円に取組経営体数を乗じて得た額を超えるときは、支援対象事業費の上限は10万円に取組経営体数を乗じて得た額とする。ただし、上限を200万円とする。

ア ICTを活用した情報システムの利用

(ア) 支援の対象は、ICTシステムの導入に伴うICTシステム導入利用費とする。ただし、ICT機器やソフトウェアの購入、操作の研修等に要する費用はICTシステム導入利用費に含まない。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

イ 分析・調査の実施

(ア) 支援の対象は、GAP認証の取得に当たり必要な残留農薬、土壌及び水質の分析・調査に要する費用とする。

(イ) 支援額の上限は、5万円に取組経営体数を乗じて得た額を支援額の上限とする。

(ウ) 検体数及び検査項目(成分)数は、認証取得に必要な最小限のものに限る。

ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修

(ア) 支援の対象は、集出荷・調製施設等におけるGAP認証取得のための対応に真に必要な設備(農薬保管庫及び仮設トイレを含む。(ウ)及び(エ)において同じ。)や資材の導入及び改修に要する費用とする。

ただし、仮設トイレにあっては、設置しようとする箇所の周辺に利用可能なトイレが存在しない場合に限る。

(イ) 支援額の上限は、10万円に取組経営体数を乗じて得た額(10経営体以上にあっては100万円)とする。

(ウ) 1つの設備又は資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。

(エ) 設備や資材の導入・改修作業に必要な外注費用や人件費などの施工費用及び資材搬入のための運送料並びに設備・資材等の維持管理等に係る経費は支援の対象外とする。

(オ) 支援対象団体は、申請に当たっては、図面等により設備の改修箇所、資材の設置箇所、必要数、必要とする理由等を明示し、事業実施主体の承認を得るものとする。

(5) 別添3-2の3の(5)のイにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあっては、(1)中「団体の構成員数」及び(4)中「取組経営体数」とあるのは、「新たに追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額(全体額)を既に取り組んでいる農業者等の数と新たに取組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

別添 3－4（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
(北海道農政事務所長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事 氏 名

〇〇年度国際水準GAP普及推進交付金事業実施計画(変更)の提出について

持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて（変更）提出する。

（注）関係書類として、事業実施計画（別添 3－5）を添付すること。

別添３－５（第２の１関係）

〇〇年度 国際水準GAP普及推進交付金事業実施計画

1 都道府県名

2 国際水準GAPの普及に当たり、利用するGAP基準文書
以下のいずれかを選択すること。

(1) 国際水準GAPガイドライン

(2) 都道府県GAP

GAP基準文書名：

国際水準GAPガイドラインへの準拠確認完了年月日：

(3) 第三者認証GAP（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP）

3 事業の目的

4 事業の実施体制

※体制図を添付すること。GAP指導員の配置の考え方及び配置場所を明記すること。

5 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値及び目標値設定の考え方
Ⅰ 国際水準GAPに係る指導活動の推進	新たに国際水準GAPを実施する地区数 ※工程表を別途添付すること。	(目標値)
	GAP指導農業者数	(目標値)
	GAP指導員の育成数	(目標値)
Ⅱ 人材育成のための農業教育機関における認証の取得	GAP認証の取得等経営体数	(目標値)

等支援		
Ⅲ 持続可能性に配慮した農産物の生産に取り組む団体への認証取得支援	持続可能性に配慮した農産物の生産に取り組む団体の新規認証取得経営体数	(目標値)

組織	既にGAP指導員として活動している者 ①	GAP指導員になる見込みの者 ②	GAP指導員等の数 ①+②	(参考) 翌年度以降GAP指導員となる予定の者
合計				

※目標値設定の考え方は、目標値を設定した根拠となる考え方を記載すること。

6 事業実施主体のGAP指導体制

注1 実績報告時は、上段に（括弧）書きで計画時の内容を記載、下段に実績値を記載すること

注2 実績報告時にあっては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること

注3 実績報告時、②については実際にGAP指導員となった者の数を記載すること

注4 実績報告時、（参考）については、実績報告時における予定を記載すること

7 事業の実施方針及び取組概要

(1) 国際水準GAPに係る指導活動の推進

ア 指導活動の基本方針

イ 活動内容

取組内容	実施回数、参集範囲、参加人数等
・ ・	・ ・

注 検討会、講習会、研修会、個別指導、団体指導、指導端末の導入等の取組と、その詳細がわかる定量的な内容を記載すること。

ウ 地区別のGAP指導農業者数

地区名	指導員数 (指導体制に位置付けられた者) (A)	GAP 指導農業者数 (B)	うち認定 農業者数	うち国際 水準GAPガイド ライン等による 指導数	うち都道府県の策 定するGAPによる 指導数	指導員1名 あたりの指導 農業者数 (B/A)

注1 都道府県内の地区（普及センターの所管範囲、産地等）ごとにおける、指導員数、GAPの指導を行う農業者数、指導員1名あたりの指導農業者数を記載すること。

注2 注1の「GAPの指導」とは、農業者に対する現地指導を含む複数回の国際水準GAPの実施に関する指導をいい、例えば、教育機関における就農前の生徒を対象にしたGAPの指導などは注1の「GAPの指導」には含まれず、当該指導を受けた者をGAP指導農業者数のカウントには含めないものとする。

注3 「うち認定農業者数」、「うち国際水準GAPガイドライン等による指導数」及び「うち都道府県の策定するGAPによる指導数」欄は、事業実施計画時においては見込み数を記載し、実績報告時にあつては事業実施主体の把握可能な範囲での実績値を記載すること。

エ G A P指導員の育成方針

育成数	育成方法（受講研修、現地指導予定等）

（２）人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援

ア 農業教育機関に対するG A P認証の取得等支援の基本方針

イ 支援内容

区分	新規取得 ①	維持・更新 ②	①・②のうち、団体 認証の構成経営体分
GLOBALG. A. P.			
ASIAGAP			
JGAP			

注 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の農業教育機関の名称、G A P認証及びカテゴリー）を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得等した農業教育機関の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表を添付すること。

（３）持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援

ア 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援の基本方針

イ 支援内容

区分	団体件数 (団体事務局数)	団体認証の構成 経営体数	うち新規取得構成経 営体数
GLOBALG. A. P.			
ASIAGAP			
JGAP			

注 1 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の団体別の団体名称、新規・追加の別、新規取得構成経営体数、（追加の場合は）現在の構成経営体

数、GAP認証及びカテゴリー）を添付すること。

また、実績報告時にあっては認証を取得した団体の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表を添付すること。

注2 既にGAP認証を取得している団体が新たに農業者等を追加する場合においては、「団体認証の構成経営体数」には新たに追加する農業者等も含めた団体全体の認証取得経営体数を、「うち新規取得構成経営体数」には新たに追加する農業者等の数を記載すること。

8 事業費

区分	取組内容			備考 (積算員数及びその根拠)
		金額	うち 交付金	
I 国際 水準 G A P に 係る指 導活動 の推進				
II 人材 育成の ための 農業教 育機関 におけ る認証 の取得 等支援				
III 持続 可能性 に配慮 した農 産物生 産に取 り組む 団体へ の認証 取得支 援				
合計				

注1 別添3－2に記載する対象経費を参考に記載すること。

注2 根拠となる資料を添付すること。

注3 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（）書きで記載すること。

別添３－６（第３の２関係）

国際水準GAP普及推進交付金の事業成果及び評価報告書（令和 年度）（令和 年 月 日作成）

事業実施主体名

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 (円)	うち交付金 相当額 (円)	
I 国際水準GAPに係る指導活動の推進							
II 人材育成のための農業教育機関における認証の取得等支援							
III 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体への認証取得支援							
事業の成果							
事業実施主体による評価							
国による評価							

留意事項

1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。
 - (2) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 - (3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
 - (4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A……達成度90%以上
 - B……達成度80%以上
 - C……達成度50%以上
 - D……達成度50%未満
 - (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
 - (6) 「交付金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。
 - (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
 - (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1) から(7) までの内容を踏まえ、都道府県としての本交付金事業における評価を所見とともに記入する。

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由を明確に記入する。
 - (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。
- 2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。
また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

国際水準 G A P 普及推進交付金事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)	
	当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

（2 年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は 1 か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

別添 3－8 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

(1) 農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分

農業教育機関の認証の取得等支援に係る配分は、農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を①とする。（ただしこの項目に係る上限は3,000万円）

$$\text{①} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査費用＋審査員旅費) × 農業教育機関のGAP認証の取得等経営体数

ア GLOBALG. A. P. の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ア} = (49.1 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B G}$$

イ ASIAGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{イ} = (17.6 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B A}$$

ウ JGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ウ} = (11.2 \text{ 万円} + 3.5 \text{ 万円}) \times \text{B J}$$

(2) 持続可能性に配慮した農産物の生産の推進に係る配分

持続可能性に配慮した農産物の生産の推進に係る配分は、GAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を②とする。（ただしこの項目に係る上限は2,100万円）

$$\text{②} = \text{エ} + \text{オ} + \text{カ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査等支援費用＋審査員等旅費) × 団体支援数

エ GLOBALG. A. P. の認証取得支援に係る配分

$$\text{エ} = ((29.5 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{(\text{C G} / \text{D G})} + 2)) \times \text{D G}$$

オ ASIAGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{オ} = ((15 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{C A / D A} + 2)) \times D A$$

カ JGAP の認証取得支援に係る配分

$$\text{カ} = ((13 \text{ 万円} + 2.1 \text{ 万円}) \times (\sqrt{C J / D J} + 2)) \times D J$$

(3) 指導活動に係る配分

指導活動に係る配分は、国際水準 G A P に係る普及体制構築に要する経費、国際水準 G A P に係る指導活動の推進に要する経費及び G A P 指導員の育成に要する経費の合計金額とする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を③とする。(ただしこの項目に係る上限は 5,000 万円)

$$\text{③} = \text{④} + \text{⑤}$$

国際水準 G A P に係る普及体制構築に要する経費を優先的に配分することとする。国際水準 G A P に係る普及体制構築に係る配分は、新たに国際水準 G A P を実施する地区数に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を④とする。(ただしこの項目に係る上限は 976 万円)

$$\text{④} = E / \Sigma E \times 976 \text{ 万円}$$

国際水準 G A P に係る指導活動の推進に要する経費及び G A P 指導員の育成に要する経費は、G A P 指導農業者の指標値に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。ただし、次式の計算結果が事業実施主体の当該項目における要望金額を超える場合は、要望金額を⑤とする。

$$\text{⑤} = (F + G + H + I + J + K) / \Sigma (F + G + H + I + J + K) \times (5,000 \text{ 万円} - \text{④})$$

A : 当該年度の予算のうち配分予定額の総額 (配分予定額とは、指導活動の進捗等を踏まえて留保する額等を除いた配分予定額。)
B G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)
B A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)
B J : 各事業実施主体における JGAP に係る農業教育機関の認証の取得等経営体数 (延べ数)
C G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数 (目標値)

D G : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数 (目標値)

$\sqrt{(C G / D G)}$: 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る 1 団体あたり平均構成員数 $(C G / D G)$ の平方根 (小数点以下の端数切り上げ)

C A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数 (目標値)

D A : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数 (目標値)

$\sqrt{(C A / D A)}$: 当該事業実施主体における ASIAGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数 $(C A / D A)$ の平方根 (小数点以下の端数切り上げ)

C J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援経営体数 (目標値)

D J : 各事業実施主体における JGAP に係る G A P 認証取得に取り組む団体認証の取得支援数 (目標値)

$\sqrt{(C J / D J)}$: 各事業実施主体における JGAP に係る 1 団体あたり平均構成員数 $(C J / D J)$ の平方根 (小数点以下の端数切り上げ)

E : 各事業実施主体における新たに国際水準 G A P を実施する地区数

F : 各事業実施主体における G A P 指導農業者数 (目標値)

G : F のうち G F P のコミュニティサイトに登録した農業者数

H : F のうち農福連携に取り組む農業者数

I : F のうち環境負荷低減事業活動実施計画認定者^{※1}

※1 環境負荷低減事業活動実施計画とは、環境負荷低減事業活動 (土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等) を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体が、環境負荷低減活動の実施に関して作成する計画であって、みどりの食料システム法第 19 条第 5 項に基づき都道府県知事が認定した計画をいう。

J : F のうち (参考) 就労条件事項の項目 1 及び項目 2 から 2 つ以上、かつ、項目 3 から 1 つ以上の就労条件改善事項に取り組む農業者数

K : F のうち (一社) 全国農業改良普及支援協会が運営する G A P マッチングサイトへ登録する予定の農業者数

$\Sigma (F + G + H + I + J + K)$: $(F + G + H + I + J + K)$ の総和

- 2 要望金額の合計と 1 による交付額の合計との差額 (以下「調整差額」という。) については、1 (2) に関して要望金額をもって交付額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の交付額のうち、次により求める交付加算額を②に加算することにより調整する。ただし、②に交付加算額を加えた金額の上限は、各事業実施主体の 1 (2) における要望金額とする。

交付加算額 = 調整差額 $\times (C G + C A + C J) / \Sigma (C G + C A + C J)$ ※

※ $\Sigma (C G + C A + C J)$ において、1 (2) に関して要望金額をもって交付額とした事業実施主体は除外する。

- 3 要望金額の合計と 2 による加算後の交付額 (以下「加算後交付額」という。) の合計

額との差額については、2により調整する。この場合、同項中「1による交付額」とあるのは「加算後交付額」と読み替えるものとする。本項の規定は、調整差額がある限り、本交付金の交付を受ける全ての事業実施主体の交付額の総和はAを上限とした上で、各事業実施主体の1（2）における要望金額と合致するまで繰り返し適用する。なお、この場合、1（2）のただし書きの上限はないものとする。

- 4 なお、1から3による算定によってもなお調整差額が生じる場合等にあつては、必要に応じて交付額の調整を行うこととする。

(参考)

就労条件事項

項目	就労条件改善事項	
項目 1 労働基準関係法令への準拠	就業規則の新規策定	所定労働時間の設定
	休憩の設定又は休日の設定	時間外・休日労働に係る三六協定の締結の設定
	時間外割増賃金の支給	
項目 2 各種保険制度への準拠	労災保険の加入	雇用保険の加入
	健康保険の加入	厚生年金保険の加入
項目 3 その他の就労条件改善	給与等支給額を前年度比増	地域別最低賃金よりも 5 % 以上の上乗せ
	定期昇給制度の設定	給与テーブルの作成
	能力と給与を連動させる仕組みの構築	役職手当の設定
	特別手当の設定	育児休暇の設定
	介護休業の設定	保育環境の整備
	労働安全教育の実施	人事評価制度の設定
	資格取得を促進する制度の導入	スキルアップに資する目標や計画の策定
	若者及び女性労働者の新規就農や定着を図ることを目的とした事業の実施	外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則等の多言語化）
	農業に係る労使関係の相談・仲介体制整備	

別添３－９ 持続可能性に配慮した農産物生産に取り組む団体が事業実施主体に対して報告する内容について

1 持続可能性に配慮した取組目標

2 G A Pの団体認証取得前後における持続可能性に配慮した取組実績

分野	取組内容	認証取得前	認証取得後
I P Mの実践	(例) 粘着シートの活用		
有機物の施用	(例) 緑肥の施用		
温室効果ガスの排出削減	(例) 使用電力の削減		
廃棄物の削減	(例) 生分解性マルチの使用		

Ⅳ 持続可能性配慮型畜産推進交付金

第1 事業の内容

1 取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

- ア AW配慮型飼養管理の普及定着
- イ 畜産GAP指導活動の推進
- ウ 畜産GAP認証の取得拡大

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添4-1のとおりとし、事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添4-2に従って実施するものとする。

なお、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部をほかの民間団体に委託することができるものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

2 成果目標の設定

本要領本体第2の成果目標は、別添4-1の目標値の欄に掲げる目標とする。

(1) AW配慮型飼養管理の普及定着（別紙8のⅣの第1の1（1）ア）

事業実施主体はAWに配慮した飼養管理への取組拡大や理解醸成を図るため、AWに関する飼養管理指針に係る畜種等ごとのチェックリスト等を活用して、AWに配慮した飼養管理の実施率の向上等の具体的な成果目標を設定することとする。

(2) 畜産GAP指導活動の推進、畜産GAP認証の取得拡大（別紙8のⅣの第1の1（1）イ及びウ）

全国でのべ1150農場（団体認証の場合は、当該団体を構成する農場数を計上するものとする。）以上の畜産GAPの認証取得を実現するため、事業実施年度の翌年度までに達成すべき具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき別添4-3により事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）へ交付申請書に添えて提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、交付決定により事業実施計画を承

認するものとする。

- (3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに畜産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。
- (2) 本要領本体第5の1に規定する事業実施計画の重要な変更は、交付等要綱別表1のⅡの8(2)に基づくほか、「目標値の変更」とする。
- (3) 地方農政局長は、交付等要綱第13の重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については地方農政局が別途指定する日までの間に、電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

- (1) 7月末時点
- (2) 12月末時点
- (3) 3月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要領本体第7の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添4-5により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 畜産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要領本体第7の1(5)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助

言を行い、別添 4－6により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を畜産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体に交付金を交付するものとする。

(2) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(3) 国は、事業実施主体から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

3 配合飼料価格安定制度の継続加入への留意

本交付金（別添 4－2の4(1)のアの(キ)及び(ク)を除く者を支援の対象とする交付金に限る。）において配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）が受益者となる取組の場合は、当該畜産経営者は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。

ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない畜産経営者、自給飼料への転換等による配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由がある畜産経営者は、この限りではない。

なお、事業実施主体は、契約の締結状況を確認するため、地方農政局長へ提出する実績報告書へ契約書等のコピーを添付することとする。

4 環境負荷低減に向けた取組強化

- (1) 本交付金（別添4-2の4（1）のアの者を支援の対象とする交付金に限る。）の全ての参加者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房バイオマス政策課長通知）の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）に基づき、事業実施主体へ事業実施期間中に取り組む内容を実施計画、事業実施後に取り組んだ内容を実績報告に添付し提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、（1）により本交付金の参加者から提出のあったチェックシートを収集し、全ての項目にチェックがさせているか確認し、地方農政局長へ事業実施計画書、事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認するため、特別な事情がない限り応じることとする。
- (3) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート提出をみどり認定を担当する部局等が行うことから、本交付金においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略を理解し、以下の関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。
- また、（1）の支援の対象者は、取組内容が畜産GAP認証を取得することであり、環境負荷低減のチェックシートの提出を省略することができる。ただし、その場合であってもみどりの食料システム戦略の趣旨を理解し、「関係法令の遵守」部分は、以下の環境関係法令であることを理解することとする。

（参考）（3）の環境関係法令

○適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する法律（昭和35年法律第145号）等

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

○環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）等

5 労働環境改善の取組

本交付金（別添4－2の4（1）のアの（ア）、（キ）及び（ク）を除く者を支援の対象とする交付金に限る。）において法人が受益者となる取組の場合は、法人は従事者に対し、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。

6 家畜共済の積極的な活用

事業実施主体は、経営の安定を図る観点から、本交付金の参加者に対し、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

別添４－１ 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目標値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 AW配慮型飼養管理の普及定着	AWに関する理解度やAWに配慮した飼養管理の実施率	(1) 研修会の開催 農業者等を対象としたAWに配慮した飼養管理への理解醸成やAWに関する飼養管理指針に基づく「実施が推奨される事項」の実施率の向上に必要な研修会の開催等の取組を行う。 (2) 指導活動の推進 都道府県等が、農業者等に対して行う指導活動を支援する。	<根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が実施する研修会への参加者によるAWに配慮した飼養管理への理解度や指導活動の相手先となる農業者によるAWに関する飼養管理指針に基づく畜種ごとの「実施が奨励される事項」の実施率の目標値を当該事業実施主体が把握する理解度等に関する現状値や国又は団体等が実施した調査結果等のデータを基に設定するとともに、その考え方やデータがわかる資料を提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> 当該事業実施主体は、研修会開催や農業者への指導の記録を残すものとし、地方農政局の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。	事業費の定額とする。
2 畜産GAP指導活動の推進	畜産GAP指導農業者数	畜産GAP指導推進支援 畜産GAPの指導体制を整備し、畜産GAPの認証取得を推進するため、次に掲げる事業を都道府県の区域又は市町村の区域で実施するものとする。 ア 畜産GAP指導員の育成 畜産GAPの推進に必要な指導員を育成するために行う研修会を開催する。 イ 生産現場における研修会の開催 畜産GAPの認証取得の拡大を図るために行う、GAP認証に関する専門家、GAPに取り組んだ実績を有する農業者等を講師とした生産現場での研修会を開催する。 ウ 畜産GAPの普及推進	<根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定める畜産GAPの指導体制に位置付けられる者（以下「畜産GAP指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア 畜産GAP指導農業者とは、畜産GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の畜産GAPの実施に関する指導を受け、畜産GAPの取組を始めた（あるいは取組を改善した）者をいう。なお、達成数のカウントにあたり、当該畜産GAP指導を受けた農業者の畜産GAP認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、畜産GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。	事業費の定額とする。

3 畜産GAP認証の取得拡大	畜産GAP認証の取得経営体数	畜産GAPの認証を普及するために行う、畜産GAPの取組に関する普及、畜産GAPに取り組もうとする農業者への指導や、指導者が農業者に対して畜産GAP認証の取得を指導するために必要な指導用端末機器（ICTを活用して畜産GAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受信するシステム（以下「ICTシステム」という。））の導入を支援する。 畜産GAP認証の取得の推進のための支援 畜産GAPの認証の取得を推進するため、都道府県が特定する畜産GAP認証取得重点地域内（以下「GAP認証取得重点地域」という。）において、都道府県が将来団体による畜産GAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる農業者等（以下「パイロット的役割を担う農業者等」という。）の支援対象者が認証の取得に要する経費を支援する。	＜根拠となるデータ等＞ 事業実施年度中に次の畜産GAP認証を新規に取得することが見込まれる農業者等とし、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。 ア 本事業を活用し、GAP認証取得重点地域におけるパイロット的役割を担う農業者等（畜産GAP認証を新規に取得する農業の専門学科を有する教育機関（以下「農業教育機関」という。）を含む。） イ ア以外の農業者等及び農業教育機関 ウ 団体認証を取得することが見込まれる農業経営体 ＜目標値設定に当たっての留意事項＞ ア 取得経営体数には、事業実施年度中に畜産GAP認証の審査を受審し、又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得することが見込まれる者を含めることができるものとする。 イ 団体認証を取得することが見込まれる農業経営体にあっては、団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。	事業費の定額（ただし、＜根拠となるデータ等＞のア、イのうち農業教育機関、ウについては、別添4－2に定める上限の範囲内）とし、イのうち農業者等は交付対象外とする。
-----------------------	-----------------------	--	--	---

GAP 拡大推進加速化事業（持続可能性配慮型畜産推進交付金）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

- (1) 本事業の補助対象経費は、本要領別表 2 の (2) 補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- (2) 申請できない経費
事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。
 - ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）
 - ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
 - キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
- (3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 畜産 GAP 指導員の育成

(1) 支援対象者の要件

別添 4－1 の事業メニュー及びその内容「畜産 GAP 指導推進支援」の A の対象者は、以下の A 及び B の要件を全て満たす者とする。

A 広く地域の農業者に対し、畜産 GAP の実施に関する指導を行う意欲があること。

また、事業実施主体は農業教育機関が畜産 GAP 等認証を新規に取得する場合のほか、更新及び維持する場合にその農業教育機関に属する生徒、教師等が主体となって畜産 GAP 等の取得に努めることが明らかであると判断できる場合は、これらの者を対象とすることができるものとする。

イ 事業実施年度から少なくとも３年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないこと。

なお、既に畜産ＧＡＰ指導員であってこれまで現地指導を３件以上実施するなど事業実施主体が引き続きアの要件を満たす者としてその資格を更新する場合には、これら更新に係る研修も支援の対象とすることができるものとする（アの農業教育機関である場合を除く。）。

３ 畜産ＧＡＰの普及推進

（１）支援対象の取組

別添４－１の事業メニュー及びその内容「畜産ＧＡＰ指導推進支援」のうちの、指導用端末機器の導入については、畜産ＧＡＰ指導員がその指導において直接必要な限り、ＩＣＴシステム導入のための初期設定料、ＩＣＴシステム利用料、ＩＣＴシステム機器のリース費用とする。

４ 畜産ＧＡＰ認証の取得

（１）支援対象者の要件

別添４－１の事業メニュー及びその内容「畜産ＧＡＰ認証の取得の推進のための支援」の対象者は、以下のアからウまでの全てを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

（ア）畜産を営む者

（イ）農事組合法人（農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第３章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

（ウ）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する法人をいう。）

（エ）農業協同組合

（オ）その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

（カ）株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

（キ）農業教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

（ク）畜産ＧＡＰの認証を普及させるための農業者研修を実施する都道府県の農業試験研究機関

（ケ）その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

（ア）畜産ＧＡＰの我が国で取得可能なＧＡＰ認証を、更新や継続でなく新規（ＧＡＰ認証を既に取得している農業者等が、他のＧＡＰ認証を追加で取得する場合を含む。）で取得すること。

また、農業教育機関については、畜産ＧＡＰ認証を新規に取得する場合のほか、更新及び維持で取得する場合とする。

（イ）事業実施年度を含めた３年間、継続して認証を取得することを確約すること（農業教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ （２）のアの支援対象者は、ＧＡＰ認証取得重点地域内において、都道府

県が将来団体によるGAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる者とする。

エ 助成を受けるに当たり、畜産GAPの認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあっては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができものとする。

（２）支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業教育機関については上限額を設定しないものとする。

ア 支援対象者が個別に認証を取得する場合

認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 畜産（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2 JGAP 畜産（差分審査以外）	150 千円

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。

イ 複数農場により構成される団体である支援対象者が認証を取得する場合
認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 畜産 （農場 HACCP との差分審査）	60 千円 × （団体の構成員数の平方根 + 2）
2 JGAP 畜産 （差分審査以外）	150 千円 × （団体の構成員数の平方根 + 2）

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

別添 4－3（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

北海道農政事務所所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進交付金実施計画の（変更）提出について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進交付金を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知）第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて（変更）提出する。

（注） 関係書類として別添 4－4（事業実施計画）を添付すること。

別添 4－4（第 2 の 1 関係）

〇〇年度 持続可能性配慮型畜産推進交付金事業実施計画

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※体制図を添付すること。①都道府県が農業者等による A W に配慮した飼養管理の普及・定着に向けた取組を支援するための推進体制の考え方、② G A P 認証取得重点地域ごとに都道府県が将来団体認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける農場を中心に同地域等の G A P 認証取得を加速化させるための畜産 G A P 指導員による推進体制の考え方、配置場所等を取り組む項目ごとに明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値設定の考え方及び目標値
I A W 配慮型飼養管理の普及定着	A W に関する理解度や A W に配慮した飼養管理の実施率	
		(目標値)
II 畜産 G A P 指導活動の推進	畜産 G A P 指導農業者数	
		(目標値)
III 畜産 G A P 認証の取得拡大	畜産 G A P 認証の取得農場数	
		(目標値)

注 1 「Ⅱ」と「Ⅲ」は合わせて取り組むこと。目標設定の考え方は、目標値を設定した根拠を記載すること。

注 2 「A W に関する理解度や A W に配慮した飼養管理の実施率」に係る目標値設定の考え方及び目標値については、事業実施主体が実施する研修会への参加者による A W に配慮した飼養管理への理解度や指導活動の相手先となる農業者による A W に関する飼養管理指針に基づく畜種ごとの「実施が奨励される事項」の実施率の目標値を事業実施主体が把握する理解度等に関する現状値や国又は団体等が実施した調査結果等のデータを基に設定して記載し、実績報告時は、研修会や指導活動後年度内に行うアンケート調査結果等により達成状況を確認すること。「畜産 G A P 認証の取得農場数」に係

る目標値設定の考え方及び目標値については、都道府県が、①GAP認証取得重点地域ごとに将来団体による認証取得を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける畜産GAPを新規に取得する農場（農業教育機関を含む。）、②①以外の農業者等及び農業教育機関で畜産GAP認証を新規に取得する農場（ただし、農業者等は「畜産GAP認証の取得の推進のための支援」の支援対象外であるが、「畜産GAP指導推進支援」の対象であること。）、③団体による認証を新規に取得する農場について記載すること。

5 事業の実施方針及び取組概要

（１）AW配慮型飼養管理の普及定着

ア AWに配慮した飼養管理の普及・定着に向けた取組を支援するための基本方針

イ 活動内容

（ア）研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

注 備考の欄には、研修機関名、開催区域（都道府県又は市町村）の畜種ごとの農業者数、所属ごとの参加者数を明記すること。

（イ）指導活動の推進

内容	備考

（２）畜産GAP指導活動の推進

ア 畜産GAP指導員の育成

（ア）育成に向けた基本方針

(イ) 指導体制計画

※ 下表の上段（状況段）のA_(1又は2)とB_(1又は2)の組合せごとに該当する人数を、下段（組織段）の組織ごとに記載

		①	②	③	④	⑤	指導員数 ①+②+④	備考
状況	A ₁ ：既に研修を受講済み	○	○	○	-	-		※①～⑤の○の 組合せ別に組織 段に人数を記載 すること。
	A ₂ ：令和7年度内に研修を受講する見込みの 者（A ₁ を除く）	-	-	-	○	○		
	B ₁ ：既に指導実績が3件以上の者	○	-	-	-	-		
	B ₂ ：令和7年度内に指導実績が3件以上になる 見込みの者（B ₁ を除く）	-	○	-	○	-		
組織								
合計		名	名	名	名	名	名	

注1 同一人物が複数の研修を受講する場合であっても1名とカウントする。

注2 実績報告時は、上段に（括弧）書きで計画時の内容を記載し、下段に実績値を記載すること。

注3 実績報告時にあつては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること。

③及び⑤に分類した者の畜産GAP指導員育成に向けた令和8年度以降の方針について以下に記載すること。

(ウ) 活動内容

畜産GAP指導員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

注 備考の欄には、研修機関名、開催区域（都道府県又は市町村）の他都道府県、市町村、J A、農業教育機関等所属ごとの参加者数を明記すること。

イ 生産現場における畜産GAP指導活動の推進

(ア) 指導活動の基本方針

(イ) 活動内容

a 生産現場における研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	内容及び参加者数	備考

b 畜産GAPの普及推進

内容	備考

(3) 畜産GAP認証の取得拡大

ア GAP認証の取得拡大の支援の基本方針

イ 支援内容

(ア) G A P 認証取得重点地域におけるパイロット農場等の認証

区分	新規取得のパイ ロット農場数	うち新規取得 農業教育機関	農業教育機関	
			維持	更新
JGAP 畜産 (農場 HACCP との 差分審査)				
JGAP 畜産 (差分審査以外)				

注 1 「新規取得のパイロット農場数のうち新規取得農業教育機関」の欄は、新規に認証取得する農業教育機関をパイロット農場に位置づける場合に記載すること。

注 2 「農業教育機関」の欄は、パイロット農場に位置づける場合の「維持」「更新」の農場数について記載すること。

注 3 実績報告時にあっては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在重点地域名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

(イ) (ア) のパイロット農場以外の認証

区分	新規取得 農場数	うち新規取得 農業教育機関	農業教育機関	
			維持	更新
JGAP 畜産 (農場 HACCP との 差分審査)				
JGAP 畜産 (差分審査以外)				

注 1 「新規取得農場数」の欄は、(ア) 以外の農業者等及び農業教育機関で畜産 G A P 認証を新規に取得する農場数について記載する。ただし、農業者等は「畜産 G A P 認証の取得の推進のための支援」の支援対象外であるが、「畜産 G A P 指導推進支援」の対象であること。

注 2 「うち新規取得農業教育機関」の欄は、注 1 の内数として記載すること。

注 3 「農業教育機関」の欄は、パイロット農場に位置づけない場合の「維持」「更新」の農場数について記載すること。

注 4 実績報告時にあっては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在重点地域等名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

(ウ) 団体認証

区分			
	団体件数 (団体事務局数)	取得後 構成農場数	うち新規取得 構成農場数
JGAP 畜産 (農場 HACCP との 差分審査)			
JGAP 畜産 (差分審査以外)			

注 1 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の団体別の団体名称、新規・追加の別、新規取得構成農場数、（追加の場合は）現在の構成農場数）を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得した（見込みを含む）農場等の名称、所在市町村名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

注 2 既に畜産 G A P 認証を取得している農業者等の団体が新たに農業者等を追加する場合においては、「取得後構成農場数」には新たに追加する農業者等も含めた団体全体の認証取得農場数を、「うち新規取得構成農場数」には新たに追加する農業者等の数を記載すること。

6 事業費

区分	事業 メニュー	取組内容	金額		備考 (積算員数及びその根拠)
			金額	うち 交付金	
I AW配 慮型飼養 管理の普 及定着	ア 研修会 の開催 イ 指導活 動の推進		円	円	
II 畜産G AP指導 活動の推 進	ア 畜産G AP指導 員の育成 イ生産現場 における 研修会の 開催 ウ畜産GAP の普及 推進				
III 畜産G AP認証 の取得拡 大	畜産GAP 認証の取 得の推進の ための支援				
合計					

注1 根拠となる資料を添付すること。

注2 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（ ）書きで記載すること。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (畜産経営体向け)

事業名： _____
 組織名・代表者氏名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない□) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない□) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない□) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない□) 農薬の適正な使用・保管	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合 (該当しない□) 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない□) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐
⑰	☐	※和牛生産を行っている場合 (該当しない□) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	☐

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>
 ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
 上記について、確認しました→☐

(参考) ※ (7) 環境関係法令の遵守等 ⑫関係法令の遵守

○適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第 53号） 等

○適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第 82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する法律（昭和35年法律第145号） 等

○エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第 49号） 等

○悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第 91号） 等

○廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60号） 等

○生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第 97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第 61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第 88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第 48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第 51号） 等

○環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第 57号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第 56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・漁業法（昭和 24 年法律第 267 号） 等

別添４－５（第３の２関係）

持続可能性配慮型畜産推進交付金の事業成果及び評価報告書（令和 年度） （令和 年 月 日作成）
都道府県名 _____

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 (円)	うち交付金相当額 (円)	
I A W 配慮型飼 養管理の普及定着							
II 畜産 G A P 指 導活動の推進							
III 畜産 G A P 認 証の取得拡大							
事業の成果							
都道府県による評価							
国による評価							

留意事項

1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。
- (2) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
- (3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
- (4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 - A……達成度90%以上
 - B……達成度80%以上
 - C……達成度50%以上
 - D……達成度50%未満
- (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (6) 「交付金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。
- (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
- (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1) から (7) までの内容を踏まえ、都道府県としての本交付金事業における評価を所見とともに記入する。
また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由を明確に記入する。
- (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。

2 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

持続可能性配慮型畜産推進交付金事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)	
	当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

（２年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は１か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

別添 1－2（第 2 の 1 及び第 3 の 1 関係）

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進） 事業実施計画書（実施状況報告書）

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

（注）第 3 の 1 に基づく実施状況報告書の場合は（ ）内を用いること

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L メー ル ア ド レ ス	
---	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

--

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針、専門家の構成、活用方法について整理すること。)
【研修会の開催】 (想定する研修内容、受講者数、研修会開催方法、過去の研修会開催状況、効率的に実施するための工夫、費用を抑えるための工夫、国際水準GAPに係る知識の <u>効果的な</u> 習得方法等について整理すること。)
【GAP指導の事例収集】 (<u>事例収集の方法、とりまとめ形式</u> について整理すること。)

3 成果目標

--

4 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由又は見識

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) 研修会の開催	定額				
(3) <u>GAP指導の事例収集</u>	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
					うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 研修会の開催				
費目				
小計				

(3) <u>GAP指導の事例収集</u>				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他農産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 1－2（第 2 の 1 及び第 3 の 1 関係）

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進） 事業実施計画書（実施状況報告書）

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

（注）第 3 の 1 に基づく実施状況報告書の場合は（ ）内を用いること

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス	
---	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL メールアドレス	
---	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

--

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針、専門家の構成、活用方法について整理すること。)
【研修会の開催】 (想定する研修内容、受講者数、研修会開催方法、過去の研修会開催状況、効率的に実施するための工夫、費用を抑えるための工夫、国際水準GAPに係る知識の効果的な習得方法等について整理すること。)
【GAP指の事例収集】 (事例収集の方法、とりまとめ形式について整理すること。)

3 成果目標

--

4 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由又は見識

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) 研修会の開催	定額				
(3) G A P 指導の事例収集	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増 うち 国庫補助金		減 うち 国庫補助金	
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 研修会の開催				
費目				
小計				

(3) GAP指導の事例収集				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他農産局長が必要と認める資料を添付してください。